

【リスク分担】都市公園・児童遊園等（南側）

段階	種類	内 容	負担者	
			市側	指定管理者
準備段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	書類の誤り	公募要項等公表した資料の誤り、変更に関するもの	○	
		事業計画書等指定管理者の提案内容の誤りによるもの		○
管理運営段階	準備、引継ぎコスト等	準備（調査等を含む。）及び引継ぎ等に必要なコスト		○
	法令の変更	当該指定管理施設の管理運営に直接影響を及ぼす法令変更	○	
		当該指定管理業務に関わらず、指定管理者自らの法人等の運営に直接影響を及ぼす法令変更		○
	個人情報の漏えい	指定管理者が業務によって知りえた個人情報等漏えい		○
	物価・金利変動リスク	物価・金利の変動に伴う経費の増加		○ (※1)
	税制度の変更	新税又は税率の変更によるもの（管理業務に影響をおよぼすもの。）		別途協議
	周辺地域・住民・利用者への対応	地域住民などからの苦情対応、周辺地域及び自治会等との協調		○
		利用者の安全確保（応急措置を含む。）、苦情対応		
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○
管 理 運 営 段 階	安全性の確保 第三者賠償	施設の維持管理及び事業運営等における安全性の確保及び周辺環境の保全		○
		施設の管理瑕疵において第三者に損害を与えた場合		
		施設の設置瑕疵において第三者に損害を与えた場合	○	
	事業内容の変更	市の政策による変更	○	
管 理 運 営 事 業 の 中 止 ・ 延 期	指定管理者の責任・破綻による事業の中止・延期 市側の発意により施設を廃止する場合の事業の中止	指定管理者の責任・破綻による事業の中止・延期		○
		市側の発意により施設を廃止する場合の事業の中止	○	
		天災その他不可抗力の事態による事業の中止・延期の対応		別途協議
		天災その他不可抗力の事態による事業の中止・延期により発生した費用・損失の負担	○	
管	需要変動	利用者の増加・減少による運営費や業務量の増減		○
	債務不履行	市側の事由による協定内容の不履行に伴うもの	○	

	指定管理者の事由による業務又は協定内容の不履行に伴うもの		<input type="radio"/>
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払い遅延によって生じた事由	<input type="radio"/>	
	上記の場合以外		<input type="radio"/>
施設維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構等の補修、改良工事（原状回復に要する費用を含む。）		<input type="radio"/>
	市側の発意により行う施設・設備・外構等の補修、改良工事	<input type="radio"/>	
	施設・設備・外構等の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス等。）		<input type="radio"/>
	機器・備品の保守点検（日常点検及びメンテナンス等。）		<input type="radio"/>
	管理の瑕疵（事故・火災等）による機器・備品の補修等		<input type="radio"/>
	経年劣化等による施設・設備・機器・備品等の補修、修繕等（ただし、年間の修繕費総額400万円を上限とする）	1件あたり100万円超別途協議	1件あたり100万円以下
	管理の瑕疵（事故・火災等）による施設・設備・外構等の補修、修繕、工事		<input type="radio"/>
	設置の瑕疵（事故・火災等）による施設・設備・外構等の補修、修繕、工事	<input type="radio"/>	
	天災その他不可抗力の事態が生じたことにより損壊した施設躯体・設備の復旧の実施	<input type="radio"/>	※2
	天災その他不可抗力の事態が生じたことにより損壊した機器・備品の復旧の実施	<input type="radio"/>	※2
	天災その他不可抗力の事態が生じたことにより損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧に伴い発生した費用の負担（応急復旧に係る費用を含む）	<input type="radio"/>	
	指定管理者の発意による機器・備品の購入、調達等		<input type="radio"/>
	市側の発意による機器・備品の購入、調達等	<input type="radio"/>	
	市有施設の損害賠償保険及び火災共済保険加入	<input type="radio"/>	
	第三者損害賠償責任保険加入		<input type="radio"/>
事業	事業終了、引継ぎコスト等	事業終了時の現状復帰に係る経費及び引継ぎに必要なコスト	<input type="radio"/>

(※1) ただし、光熱費については社会情勢等の影響による価格変動の予測が困難であることから、別途協定書に定める基準に基づき精算するものとする。

(※2) 指定管理者は基本協定等に定める災害対応業務として必要に応じて応急復旧を実施するものとする。

